様式第５号（教育実習実施計画に関する書類）

# 教　育　実　習　等　実　施　計　画

１　教育実習等の内容及び成績評価等

①　教育実習等の時期

４年次５月～１１月

②　教育実習等の実習期間・総時間数

中学校４週間（１６０時間)、高等学校２週間（８０時間）

③　実習校の確保の方法

＜中学校＞

実習前年度 10 月に、連携協力に関する協定を結んでいる市町教育委員会或いは、校長会へ実習の依頼を行い、内諾を得る。その後、市町教育委員会及び、校長会を招いて、小中教育実習等連絡協議会及び、連絡会議を１～２月に開催し、次年度の実習についての共通理解を図る。実習年度の５～６月に、実習校に対して正式依頼を行う。その他、学生の状況に応じて、他の教育委員会や実習校からも受け入れ承諾を得て教育実習を実施しており、岐阜聖徳学園大学附属中学校とも連携をとり、多数の教育実習生の受け入れ承諾を得ている。

＜高等学校＞

実習前年度９月末までに教育実習校に内諾依頼をし、実習前年度３月末までに県教育委員会へ報告。また、学生の状況に応じて、他の教育委員会や実習校からも受け入れ承諾を得て教育実習を実施しており、岐阜聖徳学園高等学校とも連携をとり、多数の教育実習生の受け入れの承諾を得ている。

④　実習内容

教育実習では、日々生き生きと活動している子どもの個性や能力の特性を知って、一人ひとりの子どもたちがよりよく自己を高めていくための指導のあり方を学ぶ場であると考えている。このようなことから、教育実習の内容として次のようなことを大切にしている。

1. 教育実習の意義とその重要性を認識し、自己の能力や態度、技術について反省し、自己研鑽の必要性を知ること。
2. 学生であり、かつ教師であることの自覚に立って、教員と共に教育実践をすることによって、教育の仕事に対する喜びが持てるようになること。
3. 教育効果を十分上げることができるようになるために、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の内容や指導、生徒指導や学級経営、事務処理など、実践を通して学び、個性を生かした自主的、創造的な実践力を身につけること。
4. 子どもたちに対して真心を持って接し、教育愛に目覚め、教育の使命を身を以て知り、今後に臨むようになること。

⑤　実習生に対する指導の方法

事前準備として、オリエンテーション、直前オリエンテーションの２回を位置付け、実習参加学生の受講を義務付けている。実習校には、学生の実習参加への注意事項等を周知し、教職担当教員が学生への指導を行う。また、教職教育センター教育実習課職員（公立学校校長経験職員）が、学生の実習への不安を解消すべく個別指導も並行して実施する。実終期間中における実習校の訪問派遣は、原則として研究授業日に指導教員（主にゼミ教員）が訪問して、実習校と協議しながら実習生の指導に当たる。

| | |
|---|---|
| 実習終了後には、教職担当教員と教育実習に協力いただいている市町教育委員会や校長会を招いて、実習生の受け入れと指導についての協議会をもち、改善点については、実習委員会において協議をして実習生の指導に生かすよう努めている。 | |
| ⑥　実習の成績評価（評価の基準及び方法）<br>評価者が評価しやすいように、評価の観点を具体的に示した「教育実習評価票」を作成して、実習校において校長、教頭、教務主任、実習担当の先生方に成績評価を依頼し、評価をしていただく。いただいた評価票を元に、本学の各学部の実習委員会において審議を行い、教授会において評価判定を行う。（教育実習評価票添付） | |
| ２　事前及び事後の指導の内容等 | |
| ①　時期及び時間数<br>事前指導　３年次　３月、４年次　４，５月（１４時間）<br>事後指導　４年次　１２月（４時間） | |
| ②　内容（具体的な指導項目）<br><br>＜事前指導＞<br>（１）「教育実習の意義と実際」<br>・中学校（高等学校）教員のさまざまな勤務　／　実習日程の概要<br>（２）「各教科・道徳科・総合的な学習の時間及び特別活動の指導」<br>・教育課程や年間指導計画　　単位時間の指導と教材研究<br>・道徳科･特別活動の指導計画例と指導案<br>・総合的な学習の時間の考え方と年間指導計画及び指導案<br>（３）「授業計画と学習指導案の書き方」<br>・学習指導案の構造や書き方の基本と指導書の活用　・学習指導案の読み方や作成の演習<br>（４）「実り多い教育実習に向けて」<br>・授業研究会での態度や学習環境整備について<br>・教育実習のねらいについて<br>（５）「教育実習に向けての再確認」<br>・教育実習直前にあたっての心構えについて<br>・教育実習で学んでくる内容の再確認について　　迎える側の実習校の思いについて<br>（６）「教科の指導のあり方」<br>・現役教員による教科指導の実際について<br><br>＜事後指導＞<br>（７）「教育実習を終えての総括」<br>・教育実習で経験したこと　／　学んだこと　／　発見したことについて<br>・学校教育の現実と課題について<br>（８）「期待される中学校（高等学校）教師像」 | |

③　教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

　本学には、ハラスメント防止対策委員会が位置付いており、学生に対して研修や講演会を定期的に実施すると共に、パンフレットやポスターを用いて周知を図っている。その中で、ハラスメント相談窓口及び相談員についても紹介し、気軽に相談できる相談体制を構築している。

　その他に、教育実習等におけるハラスメントの防止に関わっては、教育実習の事前指導を通して、ゼミ担当教員や実習担当教員、教育実習課事務局職員に、困ったことがあったら何でも相談するように話をし、一人で抱え込むことがないように配慮している。

３　教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

①　大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・委員会等の名称

　教職教育センター運営委員会

・委員会等の構成員（役職・人数など）

　教職教育センター長、教務部長、センター所属教職員、各学部選出の教職員、教職統括課長、教職課程課長、教職教育研究課長、教育実習課長、教職支援課長、学長指名教育職員

　１２名によって構成

・委員会等の運営方法

　センター長が委員長となり、委員長が委員会を招集し、議長を務める。原則月１回開催し、教職課程に関わる内容を審議している。また、運営委員会の下部組織として「教職課程部会」「教職教育研究部会」「実習部会」「教職支援部会」を位置付け、教職に関わる細部については、各部会において適宜審議し運営をしている。

【委員会の組織図】

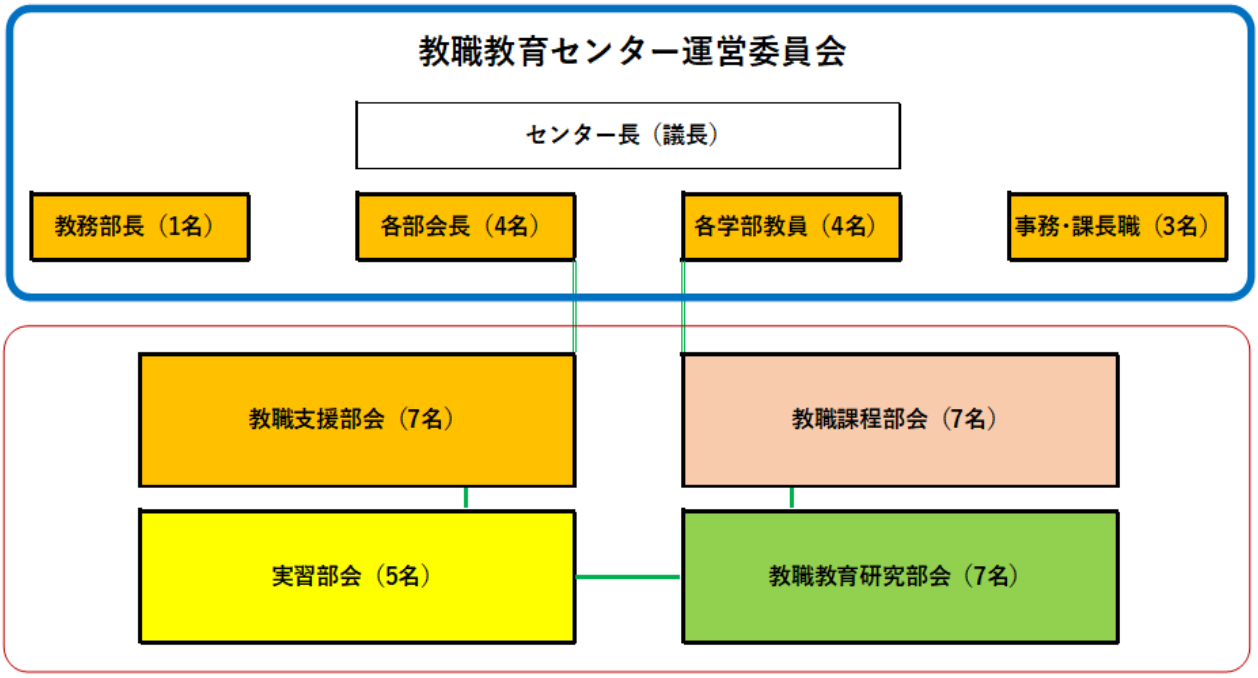

② 大学外の関係機関との連絡調整等を行う委員会等
・委員会等の名称
教育実習等連絡協議会
・委員会等の構成員（役職・人数など）
学長、各学部長、教務部長、実習委員長、教務委員長、各実習科目担当者、事務局職員
各教育委員会代表、各校長会代表、附属学校長　約７０名によって構成
・委員会等の運営方法
年１回（教育実習終了後）に定例会議を開催
※参加いただけない遠方の教育委員会や校長会に対しては、本学から訪問して別途連絡会議を行っている。

【委員会の組織図】

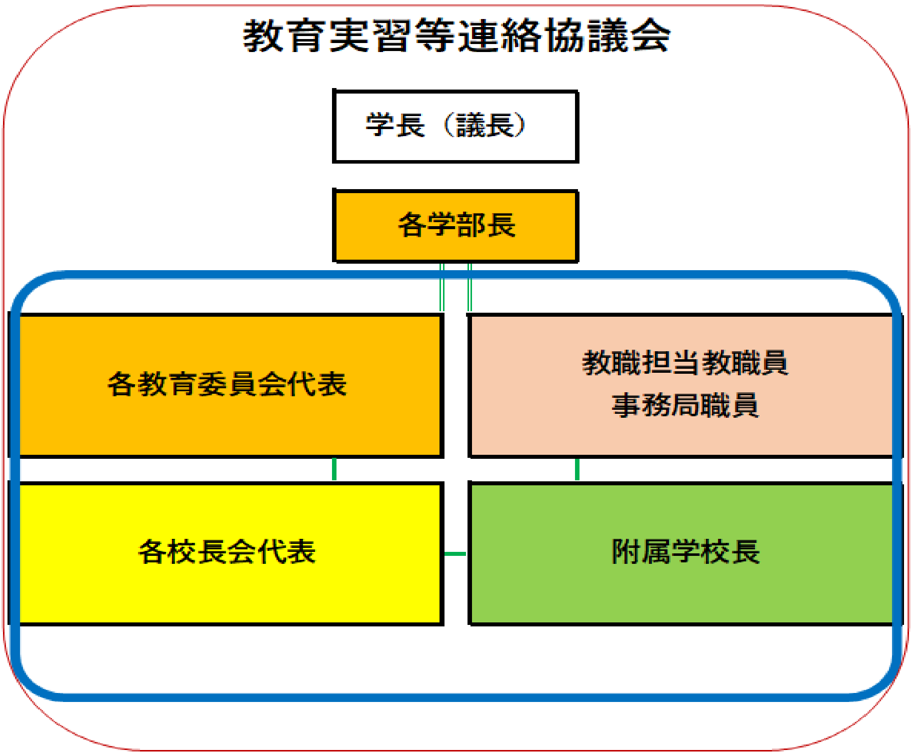


4　教育実習の受講資格
〔人文学部〕
教育実習履修前年度末までに以下の条件を満たしていること
1．卒業資格単位数 124 単位の 3/4 にあたる 93 単位以上を修得
2．取得しようとする教科の「教科に関する専門的事項」の各科目に含めることが必要な事項からそれぞれ 1 科目以上、合計 16 単位以上を修得
3．「教育の基礎的理解に関する科目」等の「教師論」、「教育基礎論」、「教育の社会制度論」、「教育心理学」、「生徒・進路指導論」を修得
4．取得しようとする教科の「中等教科教育法」から 6 単位以上(高等学校については 4 単位)を修得

〔経済情報学部〕

教育実習履修前年度末までに以下の条件を満たしていること

1．専門演習Ⅱを履修できる 92 単位以上を修得

2．取得しようとする教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の必修科目を全て修得

3．「教育の基礎的理解に関する科目」等のうち、4 年次開講の科目以外の全科目を修得

4．教育実習前年度までに実習校の受け入れ承諾を得ること

５　実習校

| 教育実習 | 体験活動 | 学級数の合計 | 中学校５，４９５学級、高等学校１，１１７学級 | |
|---|---|---|---|---|
| ○ | × | 学校名 | 岐阜聖徳学園大学附属中学校（岐阜県岐阜市柳津町高桑西 1-1）　学級数：７　生徒数：171 人 | |
| | | 教員数 | 23 人　　（内訳）教諭14人、助教諭0人、講師8人、養護教諭1人、養護助教諭0人、栄養教諭0人 | |
| ○ | × | 学校名 | 岐阜聖徳学園高等学校（岐阜県岐阜市中鶉 1-50）　学級数：３１　生徒数：９６６人 | |
| | | 教員数 | 87 人　　（内訳）教諭46人、助教諭0人、講師39人、養護教諭2人、養護助教諭0人、栄養教諭0人 | |
| ○ | × | 教育委員会名 | 岐阜市教育委員会 | 中学校：２３校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 羽島市教育委員会 | 中学校：５校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 各務原市教育委員会 | 中学校：８校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 山県市教育委員会 | 中学校：３校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 瑞穂市教育委員会 | 中学校：３校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 本巣市教育委員会 | 中学校：４校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 羽島郡二町教育委員会 | 中学校：２校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 北方町教育委員会 | 中学校：２校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 大垣市教育委員会 | 中学校：１０校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 海津市教育委員会 | 中学校：３校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 垂井町教育委員会 | 中学校：２校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 関ケ原町教育委員会 | 中学校：１校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 神戸町教育委員会 | 中学校：１校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 輪之内町教育委員会 | 中学校：１校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 安八町教育委員会 | 中学校：２校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 揖斐川町教育委員会 | 中学校：３校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 大野町教育委員会 | 中学校：２校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 池田町教育委員会 | 中学校：１校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 関市教育委員会 | 中学校：９校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 可児市教育委員会 | 中学校：５校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 土岐市教育委員会 | 中学校：６校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 恵那市教育委員会 | 中学校：８校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 高山市教育委員会 | 中学校：１２校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 北名古屋市教育委員会 | 中学校：６校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 犬山市教育委員会 | 中学校：４校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | あま市教育委員会 | 中学校：５校 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ○ | × | 教育委員会名 | 一宮市教育委員会 | 中学校：１９校 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 岐阜県教育委員会 | 高等学校：６３校 |

令和　年度

# 教育実習評価票

岐阜聖徳学園大学

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学籍番号<br>氏　　名 | | 実習校 | 年　　組 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実習期間　令和　年　　月　　日（　　）～　　月　　日（　　） | | | 日間 |
| 出席日数　　　　日 | 欠席日数　　　　日 | 遅刻早退回数　　　　回 | 授業時数　　　　時間 |

| 評価項目および評価の観点 | | | 観点別評価 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実習態度 | | ・教職への熱意と実習生としての自覚をもち、協調的・積極的な姿勢で誠実に勤務することができた。<br>・気持ちのよいあいさつ、時間、身なり、言葉遣い等、教員を意識した言動を行うことができた。<br>・謙虚な姿勢で教職員の指導や助言を積極的に仰ぎ、学ぶ意欲と志をもって実習に臨むことができた。 | A | B | C |
| 学習指導 | 計画準備 | ・専門的学力を備え、意欲的に教材研究に努めることができた。<br>・見通しをもち、計画的に指導案の作成等に取り組むことができた。<br>・板書計画や予備実験、ワークシートや教材教具等、十分な準備をして授業に臨むことができた。<br>・教材内容について理解し、生徒の実態を踏まえた授業計画を立案することができた。 | A | B | C |
| | 授業実践 | ・発問や説明、板書、生徒への適切な対応等、基礎的な指導技術を身に付けることができた。<br>・指導教諭等の助言を生かし、自主的に考え、授業の改善に努めることができた。<br>・生徒の学習状況の把握に努め、教材教具を有効に活用し、指導法を工夫することができた。 | A | B | C |
| 生徒指導 | | ・生徒一人一人の特性、個性や背景を把握することの重要性を理解し、生徒と積極的に関わることができた。<br>・個や学級集団に応じた指導法（指示や褒め方・注意（叱り方等））を理解し、生徒を適切に指導することができた。 | A | B | C |
| 実習記録 | | ・誤字脱字なく、丁寧に記録することができた。<br>・滞ることなく提出することができた。<br>・一日の教育活動を真摯に振り返ることができた。 | A | B | C |

| 総合評価（○で囲む） | | 特記事項（各項目でCの場合は必須） |
|---|---|---|
| 秀・優・良・可 | 不可 | |

| | | |
|---|---|---|
| 学級担任 | ㊞ | 校長名　　職印 |
| 教科担任 | ㊞ | |

# 岐阜聖徳学園大学と岐阜市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と岐阜市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、岐阜市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「学校ふれあい体験」に関すること
二　「教育実践観察」に関すること
三　「特別支援教育の理論と実践」に関すること
四　「教育実習」に関すること
五　「養護教諭実習」に関すること
六　「学校インターンシップ」に関すること
七　教職員の資質向上研修等に関すること
八　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「学校ふれあい体験」「教育実践観察」「特別支援教育の理論と実践」「教育実習」「養護教諭実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（以下「実習校（園)」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校（園）と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校（園）の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校（園）は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校（園）の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校（園）の約束等に従い、かつ実習校（園）の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校（園）の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１０月１２日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　岐阜市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と羽島市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と羽島市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校、義務教育学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、羽島市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「学校ふれあい体験」に関すること
二　「教育実践観察」に関すること
三　「教育実習」に関すること
四　「学校インターンシップ」に関すること
五　教職員の資質向上研修等に関すること
六　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「学校ふれあい体験」「教育実践観察」「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校、義務教育学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校、義務教育学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校、義務教育学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１０月１３日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　羽島市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と各務原市教育委員会<br>との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と各務原市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校、特別支援学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、各務原市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下、「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校、特別支援学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校、特別支援学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校、特別支援学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１０月２５日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　各務原市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と山県市教育委員会<br>との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と山県市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、山県市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「学校ふれあい体験」に関すること
二　「教育実践観察」に関すること
三　「教育実習」に関すること
四　「学校インターンシップ」に関すること
五　教職員の資質向上研修等に関すること
六　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「学校ふれあい体験」、「教育実践観察」、「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１１月９日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　山県市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と瑞穂市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と瑞穂市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の幼稚園、小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、瑞穂市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「学校ふれあい体験」に関すること

二　「教育実践観察」に関すること

三　「教育実習」に関すること

四　「学校インターンシップ」に関すること

五　教職員の資質向上研修等に関すること

六　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「学校ふれあい体験」、「教育実践観察」、「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「実習校（園）」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校（園）と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の幼稚園、小学校及び中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の幼稚園、小学校及び中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校（園）の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校（園）は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校（園）の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校（園）の約束等に従い、かつ実習校（園）の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校（園）の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１１月４日

甲　　岐阜聖徳学園大学

　　　学　長

乙　　瑞穂市教育委員会

　　　教育長

# 岐阜聖徳学園大学と本巣市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と本巣市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、本巣市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校における教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１０月３１日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　本巣市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と羽島郡二町教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と羽島郡二町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、羽島郡の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、甲と乙双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「学校ふれあい体験」に関すること
二　「教育実践観察」に関すること
三　「教育実習」に関すること
四　「学校インターンシップ」に関すること
五　教職員の資質向上研修等に関すること
六　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「学校ふれあい体験」「教育実践観察」「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１０月２７日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　羽島郡二町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と北方町教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と北方町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、北方町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１０月１２日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　北方町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と大垣市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と大垣市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、大垣市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下、「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１１月１７日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　大垣市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と海津市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と海津市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、海津市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校における教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具、消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１１月１日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　海津市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と垂井町教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と垂井町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、垂井町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１０月２６日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　垂井町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と関ケ原町教育委員会<br>との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と関ケ原町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、関ケ原町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」(以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１２月　２日

甲　岐阜聖徳学園大学
　　学　長

乙　関ケ原町教育委員会
　　教育長

# 岐阜聖徳学園大学と神戸町教育委員会との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と神戸町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、神戸町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」(以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、町立の小学校、中学校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１０月２６日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　神戸町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と輪之内町教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と輪之内町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、輪之内町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校における教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１１月１日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　輪之内町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と安八町教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と安八町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、安八町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校における教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１０月１９日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　安八町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と揖斐川町教育委員会との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と揖斐川町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、揖斐川町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校における教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１１月７日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　揖斐川町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と大野町教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と大野町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、大野町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、甲と乙双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１１月７日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　大野町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と池田町教育委員会との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と池田町教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、池田町の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する町立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する町立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、町立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１１月７日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　池田町教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と関市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と関市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、関市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡会議）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１０月２５日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　関市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と可児市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と可児市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、可児市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「養護教諭実習」に関すること

三　「学校インターンシップ」に関すること

四　教職員の資質向上研修等に関すること

五　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」「養護教諭実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡会議）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１０月１８日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　可児市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と土岐市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と土岐市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、土岐市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校における教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１０月１２日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　土岐市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と恵那市教育委員会との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と恵那市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、恵那市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡会議）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年１０月２０日

甲　岐阜聖徳学園大学
学　長

乙　恵那市教育委員会
教育長

# 岐阜聖徳学園大学と高山市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と高山市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、高山市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、「教育実習」、「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。)の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校における教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡協議会）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡協議会を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年１０月２６日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　高山市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と北名古屋市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と北名古屋市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、北名古屋市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡会議）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１１月２５日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　北名古屋市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と犬山市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と犬山市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、犬山市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

（１）　「教育実習」に関すること

（２）　「学校インターンシップ」に関すること

（３）　教職員の資質向上研修等に関すること

（４）　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

（１）　全力をあげて教育実習等に専念すること

（２）　法令、実習校（園）の約束等に従い、かつ実習校（園）の指示に従うこと

（３）　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

（４）　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡会議）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１１月１０日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　犬山市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学とあま市教育委員会
# との連携協力に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）とあま市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、あま市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

一　「教育実習」に関すること

二　「学校インターンシップ」に関すること

三　教職員の資質向上研修等に関すること

四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）

第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第４条　甲は､教育実習等を実施するにあたり､乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）

第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）

第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。

３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）

第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

一　全力をあげて教育実習等に専念すること

二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと

三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと

四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡会議）

第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和３年１０月２１日

甲　　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　　あま市教育委員会

教育長

# 岐阜聖徳学園大学と一宮市教育委員会との連携協力に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と一宮市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、一宮市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

（連携の内容）
第２条　甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
一　「教育実習」に関すること
二　「学校インターンシップ」に関すること
三　教職員の資質向上研修等に関すること
四　その他、第１条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

（実施方法）
第３条　乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。
第４条　甲は､教育実習等を実施するにあたり､乙及び実習校と十分な協議をするものとする。
第５条　甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。
２　甲は、乙の依頼に基づき、本条第１項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

（経費）
第６条　教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

（事故防止等）
第７条　甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。
２　教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
３　甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

（学生の服務等）
第８条　甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。
一　全力をあげて教育実習等に専念すること
二　法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
三　甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
四　教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

（連絡会議）
第９条　甲と乙は、第１条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、令和４年１０月１日から令和８年３月３１日までの３年６カ月間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに、甲と乙が協議の上、更に３年間更新することができる。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和４年９月１日

甲　岐阜聖徳学園大学

学　長

乙　一宮市教育委員会

教育長

令和５年１１月２２日

# 教 育 実 習 受 入 承 諾 書

岐阜聖徳学園大学
　学長　観山　正見　殿

岐阜県教育委員会
　教育長　　堀　貴雄

　令和５年９月２９日付け岐聖大第２２０－１号で依頼のありました「教員の免許状授与の所有資格を得させるための課程認定」申請に伴う下記免許状取得のための教育実習協力校について、岐阜県内の県立高等学校において教育実習を行うことを承諾する。
　なお、実施に当たってはその都度協議することとする。

記

| 学　部 | 免　許　状　の　種　類 |
| --- | --- |
| 人文学部 | 高等学校教諭　一種（国語）<br>高等学校教諭　一種（地理歴史） |
| 経済情報学部 | 高等学校教諭　一種（公民） |

令和５年１０月６日

# 教 育 実 習 受 入 承 諾 書

岐阜聖徳学園大学
　学長　観山　正見　殿

岐阜聖徳学園高等学校
校長　　高木　俊明

　令和５年１０月６日付け岐聖大第２２０－２号で依頼のありました「教員の免許状授与の所有資格を得させるための課程認定」申請に伴う下記免許状取得のための教育実習協力校について、岐阜聖徳学園高等学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

| 学　部 | 免　許　状　の　種　類 |
|---|---|
| 人文学部 | 高等学校教諭　一種（国語）<br>高等学校教諭　一種（地理歴史） |
| 経済情報学部 | 高等学校教諭　一種（公民） |

令和５年１０月２５日

# 教 育 実 習 受 入 承 諾 書

岐阜聖徳学園大学
学長　観山　正見　殿

岐阜聖徳学園大学附属中学校
校長　　清水　昭治

令和５年１０月２３日付け岐聖大第２２０－３号で依頼のありました「教員の免許状授与の所有資格を得させるための課程認定」申請に伴う下記免許状取得のための教育実習協力校について、岐阜聖徳学園大学附属中学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

| 学　部 | 免　許　状　の　種　類 |
|---|---|
| 人文学部 | 中学校教諭　一種（国語）<br>中学校教諭　一種（社会） |